

火災から大切な生命を守るために

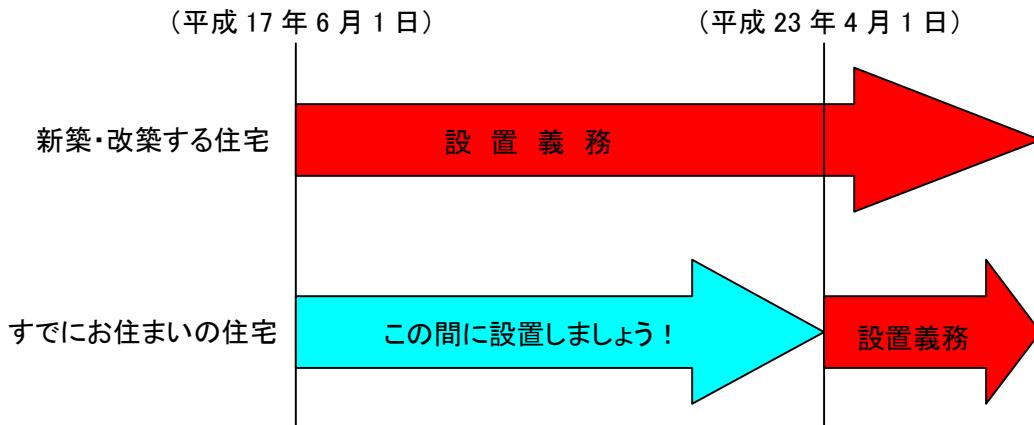
～住宅用火災警報器等を設置しましょう～

近年、住宅火災による死者の数が増加しています。住宅火災による死者の半数以上が高齢者となっており、死に至る原因の7割が逃げ遅れによるものです。

●住宅用火災警報器の設置義務化について

火災死者急増に対応するため消防の法律が改正されました。八丈町でも平成16年6月2日に条例を改正し、平成17年6月1日から実施されています。この日以降に新築された住宅等についても、条例の基準に従って設置・維持することが必要となっています。また、この日以前に建てられた住宅についても、平成23年4月1日より設置・維持することが必要となりました。

設置にあたり、個人で購入した住宅用火災警報器を設置する場合は、八丈町の規則で定める基準に従い設置しなければなりません。その他、消防本部に住宅用火災警報器の設置・販売に関し、届け出ている建築・電気設備業者等に依頼することもできます。



購入するには?

購入する際には、各電気店に問い合わせをするか、以下のマークが付いているものを目安に購入しましょう。



※1



※2

どこに設置するの?

すべての居室・台所・階段に設置が必要です。(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません)

取り付け位置は?

火災による煙や熱を有効に感知できるように以下の点に注意してください。

<天井の場合①>

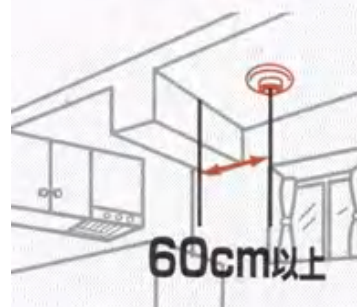
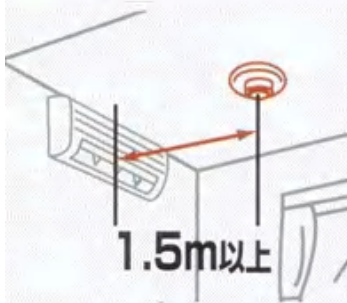
<天井の場合②>

エアコンの吹き出し口や換気口などの位置から、1.5m以上離しましょう。

また、ストーブなどの熱や煙の影響を直接受けないような位置にしましょう。

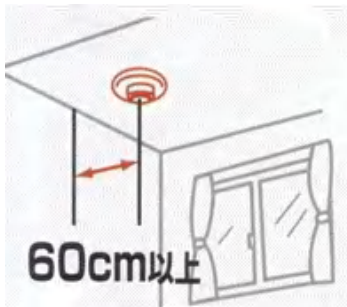
はりがある場合は、60cm以上離れた位置に取り付けましょう。

ただし、台所と居室の部分に間仕切り・はり(1m未満)がない場合は、台所に近接する区画(10㎡以内)に取り付けましょう。



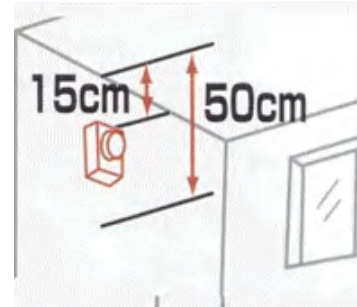
<天井の場合③>

壁面から住宅用火災警報器の中心が60cm以上離れるように取付けましょう。



<壁面の場合>

天井から15~50cm以内に住宅用火災警報器の中心がくるように取付けましょう。



住宅用火災警報器の機種によって取付け位置の注意点が異なります。設置する際には、製品の仕様書で必ず確認しましょう。

設置後の届出は？

設置した日から15日以内に、消防本部へ「住宅火災警報器の設置の届出」を提出してください。
※届出用紙は消防本部にあります。

悪質な訪問販売等に注意！

消防職員のような服装で、「消防本部から来た。」など偽りを言って販売が予想されます。消防本部が販売することはありません。また、住宅火災警報器の設置業者は消防本部に届出る義務がありますので、ご確認ください。

●住宅の火災予防について

住宅防火の対策として、住宅用火災警報器のほか、以下のような対策をいたしましょう。

- 1、初期消火で使用する消火器等の設置・維持管理。
- 2、防災性物品(寝具・衣類・カーテン及びじゅうたん等)の使用。